

(提言書「(仮称)防府市自治基本条例骨子に関する提言書」から抜粋)

自治基本条例の必要性

地方自治について日本国憲法は第92条で「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定める。」ものとしています。これを受けて、地方自治法には、国と地方自治体との関係や組織、運営に関することについて詳細に定められていますが、行政と市民との関係や住民自治についての特段の規定はありません。

今、地方分権改革が進み、自治体には、自主・自立の運営が強く求められています。また、同時に、市民参画と協働のまちづくりを推進していくため、市民や市議会、行政などの権利や責務をはじめ、まちづくりの基本理念や基本原則等を分かりやすく表現し、市民が主体のまちづくりを実践できる基本的なルールづくりが求められてきています。

このような理由から、最近多くの自治体でいわゆる「自治基本条例」が制定されてきたのではないかと考えられます。

日本国憲法は第94条で「地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができる。」ものとしています。

条例は、地方自治体の最高の法形式であり、市民との関係や地方自治体の基本的な事項について定められるものです。

中でも、自治基本条例は、自治体運営の基本原則を定める総合条例であり「最高規範性」をもつものと言われています。

今後、自治基本条例が制定されることで、市民が市政やまちづくりに今まで以上に深く関心を持ち、これからのまちづくりに関わっていく意識がさらに高まることが期待されます。

そのためには、市民、市議会及び行政の三者が、それぞれの立場で協働して住民自治を実現するためのまちづくりを進めていくことが求められています。

自治基本条例は、こうしたまちづくりのために、大いに役立つものと確信しています。